

第7回 子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会 会議録

- 日時 令和元年12月17日（火） 午後2時00分～午後3時30分
- 会場 市役所本庁舎14階 大会議室
- 出席者
委員：藤井会長，福田副会長，石井委員，柳澤委員，鈿持委員，今井委員，
加藤委員，宇賀神委員，浪花委員
事務局：教育次長，生涯学習課課長，生涯学習課職員
- 傍聴者：1名
- 議題
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 新たな運営体制における料金設定について
 - (2) 移行後における入所判定について
 - 4 その他
 - 5 閉会

【新たな運営体制における料金設定について】

会 長：新たな運営体制における料金設定の考え方について，事務局から説明がありました。料金設定について，特に前回会議で議論があった土曜日の取り扱いも含めて，ご意見がありましたらお願いいたします。

A委員：土曜日の開設について，利用者は3割程度になることが想定される。そのような場合，各運営区域の中で開設場所を1，2カ所に集約して実施するなど効率的な運営を法人に検討してもらおうという理解で良いか。

事務局：1カ所あたりの具体的な規模は決まっていないが，法人のノウハウを活かした提案を求めることが可能と考える。

A委員：学校区によっては，土曜日の利用者が少ないことも想定されるため，開設場所を集約するなどが考えられる。不公平が生じないような運営ができると良い。

B委員：基本料金に土曜日を含むかどうかの議論については，土曜日は基本料金に含んだ方が良い。月～土曜日までが子どもの家の開設時間であり，利用をしない曜日があることは利用者個人個人の事情によるものであり，その中で土曜日を利用しない人が多いのみである。全利用者で負担していくという考えで土曜日も含めた基本料金が良いと考える。

C委員：その場合は，土曜日に預けない方が不公平感を感じることにならないか。

B委員：他の公共事業と同様の考え方であれば不公平感はない。急に土曜日の利用が必

要となる人も円滑に利用できる制度が良い。

D委員：当クラブの場合、現行でも土曜日は基本料金に含めている。今後、公費負担と保護者負担の割合を1：1として保護者負担金の金額を積算する際に、土曜日を含めて積算するのか含めなくて積算するのかは市の考え方次第であり、この懇談会でその金額を決めるわけではなく、市が事業の収支を考えて決めることと考える。

事務局：保護者負担金の金額設定については、ご指摘のとおり、本日懇談会で決定するものではない。本日、利用の仕方・区分についてご意見をいただいた上で、その金額については総事業費や市予算を勘案しながら、市が決めていく。

また、前回懇談会で指摘があった土曜日を利用しない人も土曜日の料金を負担しなければならないということについては、参考2の図にあるように、公私の負担割合を1：1とする部分の他に、全額を公費で負担する経費も設定しているため、土曜日利用しない人も公私負担割合は私費が低額に抑えてある。

D委員：それであれば、本懇談会では、事業の採算性は勘案しないで、利用者の利用方法の視点から基本利用の時間・日を議論するのみでよいか。それならば、現在でも多くのクラブでやっているように土曜日も含めた基本時間・利用と区分で良いと考える。

会 長：開設時間だけでなく、料金設定についても併せて議論したい。土曜日を利用しない保護者も土曜日の開設に係る経費を負担することについてはどうか。

D委員：基本開設時間に土曜日も含み、同様に基本料金にも含むという意見である。

A委員：保育園の料金設定は如何か。

事務局：保育園も基本料金に土曜日も含まれている。

A委員：保育園と同じ設定であれば説明はしやすいと考える。保育園の利用の仕方を継続できる区分が良い。

C委員：保育園は所得に応じて負担をすることになっているため、一律の料金ではない。

E委員：土曜日を基本開設時間に含めて設定することが良いと考える。土曜日の特殊性として、保育園等の場合は土曜日も含めて同一の開設時間となるが、子どもの家の場合、土曜日は朝から開設となるため必要となる経費が平日と比べて大きいということは注意しておかなければならない。資料の中で、他市でも35自治体が土曜日を基本料金に含めているとされているが、本市と同様の理由で基本料金としているのか。

事務局：月曜から土曜日までを基本料金に含める他市の理由としては、利用者それぞれが使わない曜日もあること、また、開設に要する経費を全員で負担するという公共サービスの基本的な考えに沿って設定している自治体が多数を占めている。

A委員：それであれば、本日の議事は「料金設定について」ではなく「料金設定の考え

方について」ということで良いか。

会 長：「料金設定の考え方について」意見をいただきたい。

土曜日の料金設定について、資料では、「土曜日を利用しない保護者が納得し、かつ、必要のない利用を抑制できる仕組みについて、検討する。」また、「土曜日の利用にあたっては、勤務証明等の提出を求めることにより、保育が必要な児童のみが利用する仕組みとする」とされているが、これについてはいかがか。

B委員：現在は、就労状況を土曜日のみ確認すると、土曜日を特別扱いしているようになってしまうため、平日も含めて全ての時間帯の勤務状況を確認している。

D委員：土曜日勤務のない家庭の児童も突然利用することもある。土曜日の勤務証明を必須とすると、利用できない人が発生してしまうため、公共サービスとして、そこまで限定しなくても良いのではないか。

A委員：例えば、年度当初の勤務証明では火曜日から土曜日勤務、月曜日が休みであると記載があった場合でも、その週だけ変更になることもある。その場合はイレギュラーな利用になるため、勤務証明の提出は必要なのか。

B委員：現在は、クラブによって対応が分かれている部分である。

A委員：その場合、保護者が就労していない児童も利用できるケースが発生してしまう。

D委員：土曜日に勤務していない家庭でも、様々な理由で利用が必要な家庭がある。今後公的サービスと位置づけるのであれば、1、2名の増減で運営に影響があるわけではないため、土曜日に勤務がない家庭の児童の利用も認めるなど、緩やかな設定でも良いと考える。

F委員：土曜日は開設場所が集約され、別の学校になることも想定されるため、不要な利用は防げるのではないか。

G委員：受入れる側の問題として、受入れる児童数によって必要となる指導員数が変わるため、指導員数が確保できるのであれば、広く受入れることは可能である。しかし、働き方改革の中で、受入側の事情にも配慮する必要がある。

H委員：私に関わる子どもの家では、土曜日利用者は月1,000円多く負担をしている。利用しない児童の保護者には、月1,000円で土曜日を利用できることは安いという意見もある。今後、土曜日が基本料金になることによって、土曜日の追加負担が壁となって利用できなかった児童が利用できるようになる場合、利用児童数を事前に把握できる仕組みがないと、指導員の配置が難しくなる。一方で、F委員も指摘するように、開設場所が集約されると、本当に必要な児童のみが利用するようになるのではないか。

B委員：保護者へ翌月の利用予定表の提出を求めている子どもの家もあるが、保育園は如何か。

G委員：保育園も翌月の土曜日の利用希望を調査している。

- A委員：本事業は、保護者が就労等で放課後等に家庭にいない児童を預かる目的の事業であり、現場でそれぞれの判断ではなく制度として、保育が必要な児童が利用すべきである。実際の利用に際して例外もあるかもしれないが、事業の目的はきちんとおさえておく必要がある。
- B委員：議題2にも関連するが、現在も就労以外の理由で利用している児童もいる。
- A委員：保護者が遊びに行くために預けることは相応しくない。保護者が本日休暇であることは、子どもたちの話から伝わってくる。そのことに寛容な指導員もいれば不快に思う指導員もいる。懇談会としてそのような利用を認めることは適切ではない。
- B委員：子どもを子どもの家等に預けて遊びに行くような保護者は、問題を抱える保護者であり、指導員は個別の対応を求められている。
- C委員：A委員の指摘のとおり、事業目的に沿った利用の原則は必要であり、その上で、個別に必要な判断を行うという整理である。何の制限もなく預けるのは良くない。この事業の目的を改めて事務局へ確認をしたい。
- 事務局：保護者が労働等で放課後の時間に保育ができない児童であり、保護者が遊びに行くために預けることは対象外であると考えられる。そういった利用は排除しながら必要な児童を着実に受け入れるために今回の案を示している。
- C委員：実態は色々あると思うが、この事業の目的をしっかりと整理しておくことは大切なことである。
- A委員：土曜日に限らず、就労をしている時間の保育をすることを基本に、個別の対応は別に考えるべきである。
- D委員：「土曜日の利用にあたっては勤務証明の提出を求める」と資料に記載があるが、土曜日に改めて提出を求めるのではなく、年度当初の提出で足りるということが良いか。ただし、提出後に土曜日が勤務となった場合は提出を求めることは良いと考える。
- I委員：この事業の目的は、放課後の児童を一人にさせず、健全育成をすることと、就労支援である。それを公的事業として法律に位置付けて事業を実施している。そのため、利用が必要な児童がいつでも利用できることが良いサービスであり、多くの自治体が月曜から土曜の利用を基本にしている。今回、宇都宮市の放課後児童健全育成事業の制度を構築していくにあたり、月曜から土曜日が基本開設時間として、またそれ以外の利用はオプションとして議論をした方が良い。その具体的な運用方法については、新たに受託者となる法人が工夫をしていくことなのではないか。
- C委員：懇談会の意見として、運営側の受入体制に考慮したうえで、利用対象者については、就労に限らず求職中や介護など柔軟な対応が必要と考えられる。
- E委員：土曜日に限らず、勤務証明を提出して利用をするという文言は残しておくべき

である。

会 長：土曜日に係る勤務証明の文言は、資料1の1の3点目を受けて記載をしてあるものであり、記載について事務局で工夫をしてほしい。

次に、保護者負担金助成制度については、受給者はどれくらいいるのか。

事務局：520人程度である。

I 委員：現在、利用料金が減額されているのは、低所得者のみか。

事務局：他市では、多子世帯の減免等もあるが、本市では、生活保護受給世帯と就学援助対象世帯を対象としている。

I 委員：本制度の周知に当たっては、「低所得者」という言葉が障壁となり利用をしない対象者もいると考えられる。所得が低いことが他には分からないようプライバシーへの配慮が必要と考える。

事務局：保護者負担金助成制度の実施にあたっては、プライバシーへの配慮が不可欠であるため、各子どもの家等の取り扱い担当者を限定し、市とのやりとりは児童の氏名ではなく、管理番号によることとしている。

B 委員：今後、保護者負担金が増額となった場合でも、助成額は上限5千円のままか。

事務局：現在の助成額（5千円）の根拠は、おやつ代を除く保育に係る基本部分の平均額であり、基本部分の料金設定に併せて検討している。

C 委員：利用者はどのようにこの助成制度を知るのか。

B 委員：全校児童にパンフレットを配布し、必要な人が申請をする仕組みとなっている。

C 委員：就学援助はどうか。

E 委員：就学援助については、学校から全校児童に関係書類を配付し、必要な人が申請をする仕組みとなっている。

B 委員：周知内容はわかりやすくしてほしい。

D 委員：わかりやすい言葉にしすぎると、「低所得者」のような端的な表現になってしまうため、そのバランスが大切である。就学援助と連携できると良い。

会 長：様々なご意見をいただいたが、懇談会としては事務局案のとおりで検討を進めてもらいたい。

【移行後における入所判定について】

C 委員：この先進事例の出典は何か。

事務局：多くの中核市の事例を参考に、また、本市の保育の基準を参考にしながら、独自に整理し直したものを、議論のたたき台としてお示ししている。

会 長：議論のたたき台との説明であるがご意見はあるか。

B 委員：保育が必要な理由として、就労の場合には勤務証明で客観的に判断できる。しかし、保護者の疾病、精神疾患を理由とする場合に、診断書は必要か。それとも保護者からの申告によって利用を認めるか。また、求職を理由とする場合の

判断基準は如何に考えるか。また、その判断は法人が行うのか。

事務局：入所判断を誰が行うかについては、現在検討している運営方法のあり方により異なる。指定管理者制度を導入する場合には、各事業者が行うこととなり、本市は、事業者が行う判断について確認を行う体制を構築する。

B委員：祖父母が家にいるからお断りしている子どもの家等があるが、保護者の事情を考慮した判断ができる基準へと見直す必要がある。

事務局：現在は、各クラブによって同居の祖父母の取扱いが異なる。保育園の例では65歳以上であれば判定に考慮しない仕組みとなっている。

B委員：就労している祖父母もいるが、その場合は対象外でよいか。65歳に係る規定は、無職の祖父母についての取扱いということか。

事務局：その通りである。

I委員：全市統一の入所基準はあった方がよい。運営する側も統一的な判断基準として使えるだけでなく、保護者も判断基準を知ることができる。表の「コ その他」のように個々のケースについて判断できるような仕組みも必要である。

E委員：先ほど診断書等の提出が難しいとの指摘があったが、基準として設定する際には、就労証明書と考え方を切り離し、診断書等については「必要に応じて求めることがある」などの規定で良いと考える。

I委員：診断書の提出を求める際には十分な人権上の配慮が不可欠である。近年、診断書の提出を求める事業は減ってきているように思われる。例えば、県立高校の入試に特別な配慮が必要な児童には学校長が書類を提出するが、診断書の添付については必須ではなく、「診断書の提出が必要な場合もある」とされているのみである。本事業においても診断書の提出は必須ではなく、必要に応じて求める規定で良いと考える。自己申告に不審な点がある場合に、聞き取りを行い、それでも疑義がある場合には診断書を求める。ごくわずかな事例であると思われる。

H委員：介護等の場合には、民生委員等を通じて情報を得ることになる。

I委員：子どもの家を利用する児童は学校に通学している児童であるため、学校の先生からも保護者の情報は得られるはずである。診断書をとれない人も想定されるため、一義的に求めることは負担であると考ええる。

D委員：アレルギーを持つ児童への対応は。

I委員：学校教育では、学校生活管理指導票という診断書に準ずる全国共通の様式を用いて手続きをしている。保護者からの申告で受けるのではなく、医師の証明を受けて対応することが基本である。

E委員：アレルギーの対応については、保護者の負担軽減のため、学校に提出をする管理指導表を子どもの家と情報共有するのかどうか整理する必要がある。学校では、多段階対応を辞めており、子どもの家においても同様の対応ができるよ

う情報共有は必要である。

A委員：入所期間について、妊娠・出産の場合の前後2ヶ月間については、最低限の期間であるため、子育てしやすい街として、他市の平均より長い期間にした方が良く考える。伊那市では4ヶ月間という事例もあり、産褥期の後も利用できるような体制が整えられると良い。

H委員：祖父母同居でも、祖父母に気を遣い子どもをみてもらえない家庭もある。

B委員：祖父母同居でも利用を希望する家庭は、祖父母が児童を保育できない事情があるため、同居の祖父母は考慮しない基準としてもらいたい。

I委員：放課後児童健全育成事業の関係法令の中で、家族や祖父母という文言はない。「保護者」が労働等で留守家庭になることが条件とされているため、祖父母等については問われていないはずである。就労支援でもあるため、祖父母の有無を判断基準に入れる必要はないと考える。児童を放課後保護する大人がいない場合に利用できる基準とする必要がある。祖父母の有無については、基準ではなく個別の案件として対応すべきである。

H委員：祖父母を考慮するかどうかは、個々に判断してもらうのが良い。利用料金を払って利用するくらいなら祖父母が預かるという家庭も想定される。

I委員：その判断をする際に、福祉的教育的配慮が必要である。既存の法律に基づいて線引きをするだけでは不十分である。

C委員：新たな法人が、個々の家庭の状況を丁寧に把握して判断する体制をどれだけ作れるかが重要となる。市としてただ線を引くだけでなく個々の状況に応じた対応ができるような仕組みを作ってほしい。

同居の祖父母を入所許可の判定において考慮しないという対応は可能か。

事務局：只今のご意見を踏まえて、検討を進めたい。

I委員：入所判定に当たっては様々な疑義が発生するが、この事業は第2種社会福祉事業に位置付けられており、苦情や問題等についても法人が運営していくことになるため、適切に処理できるようになると思われる。

会 長：様々なご意見をいただいたので、意見を踏まえてバランスの取れた入所基準として、検討を進めてもらいたい。